

熊本市交通局広告取扱業者の指定資格に関する要綱

制定 令和2年 3月27日交通事業管理者決裁

改正 令和4年12月26日交通事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市交通局広告取扱規程（昭和59年交通局規程第4号）に基づき、広告業務の適正な履行を確保し行政の効率化を図るため、広告取扱業者として指定を受け、広告業務の一部を取り扱うことができる者の資格（以下、「指定資格」という。）及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

(指定資格の要件)

第1条の2 広告取扱業者への指定資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第5条の交通局指定広告取扱業者名簿に登録されている者
- (2) 前号で定める者以外で熊本市交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が特に認めた者（申請書等の提出）

第2条 第5条に規定する名簿への登録を希望する者は、広告取扱業者指定資格審査申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる関係書類（以下、「申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 委任状（様式第2号）（支店等で直接取引する場合）
 - (2) 市税滞納有無調査承諾書
 - (3) 役員等名簿及び照会承諾書
 - (4) 法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - (5) 印鑑証明書（原本）
 - (6) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (7) 法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の直前の年度の所得税確定申告書の写し
 - (8) 封筒（切手を貼付したもの）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 申請書等は、定期又は随時に受け付けるものとする。
- 3 申請書等の提出の時期、場所及び方法については、あらかじめ熊本市交通局ホームページで広報するものとする。

(指定の資格を有しないもの)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告取扱業者として指定を受ける資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 熊本市交通局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年11月1日制定）第3条第1号に該当する者
- (3) 審査基準日（申請書等を受理した日の属する月の初日をいう。）以前1年以上引き続き広告業又は広告代理業を営んでいない者（第9条に定める承継を受けた者及び管理者が特に認めた者を除く。）
- (4) 営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

(資格審査の実施)

第4条 管理者は、申請書等を受け付けたときは、前条に定めるもののほか、管理者が必要と認める項目について審査を行うものとする。

(交通局指定広告取扱業者名簿)

第5条 管理者は、前条の審査の結果、指定資格があると認めた者（以下、「有資格業者」という。）については、熊本市交通局指定広告取扱業者名簿（以下、「名簿」という。）に登録するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 管理者は、申請書等を提出した者に対し、次条に規定する有効期間の開始日までに資格審査結果通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(指定資格の有効期間)

第7条 有資格業者としての有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める期間とする。

- (1) 定期の受付により受理された申請書等に係る指定資格の認定により有資格業者となった場合 名簿に登録された年の4月1日から2年間

- (2) 随時の受付により受理された申請書等に係る指定資格の認定により有資格業者となった場合 名簿に登録された日から前号に規定する有効期間の末日
(変更の届出)

第8条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を指定資格申請内容変更届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 営業を中止又は廃止したとき。
- (2) 営業に関し、法律上必要とする許可若しくは登録等の取消しを受けたとき又はその営業の停止を命じられたとき。
- (3) 第4条の規定により審査された申請書等の内容に変更が生じたとき。
(指定資格の承継)

第9条 有資格業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次に掲げるものは、その承継する営業に対応する指定資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
 - (3) 法人が合併若しくは分割した場合における合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの号に類すると認められるもの
- 2 前項の規定に基づき指定資格を承継しようとする者は、指定資格承継申請書（様式第5号）に当該承継の事実を証する書類及び申請書等を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の指定資格承継申請書及び申請書等の内容を審査の上、その結果を当該申請者へ通知するものとする。

(更新手続き)

第10条 第7条に規定する有効期間の経過後、引き続き指定を受けようとする者は、管理者の指示する期日までに次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 市税滞納有無調査承諾書
- (2) 役員等名簿及び照会承諾書
- (3) 法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (4) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (5) 法人にあつては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等をいう。）、個人にあつては申請書を提出する日の直前の年度の所得税確定申告書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月26日から施行する。
- 2 令和3年度及び令和4年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第7条の規定の適用については、同条第1号中「2年間」とあるのは、「4年間」とする。

令和〇・〇年度 広告取扱業者指定資格審査申請書〔 新規 〕

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者 （宛）

熊本市交通局の広告取扱業者として指定を受けたいので指定の書類を添えて資格の審査を申請します。
なお、①地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること、②この広告取扱業者指定資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと、③資格決定後は熊本市交通局との契約については、関係法規を遵守し、信義誠実を旨として取引をいたしますことを誓約します。

申請者（本社の情報を記載してください。）

郵便番号								
所在地								
(フリガナ)								
商号又は名称								
(フリガナ)								
代表者職氏名	職名			氏名	実印			
電話番号	— —			FAX番号	— —			
Eメールアドレス								
口座情報			銀行・他()			支店	種別	普・当
	口座番号			名義人				
取引使用印								

指定資格申請書に係る連絡先（申請書の作成者を記載してください。）

担当部署		担当者名		TEL		FAX	
------	--	------	--	-----	--	-----	--

チェックリスト

様式2	市税調査	役員照会	法人登記	印鑑証明	消費税	決算書	封筒	その他
-----	------	------	------	------	-----	-----	----	-----

（ 参 考 ）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者

委任状

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者（宛）

委任者所在地
(住所)

商号又は名称

役職名

代表者氏名



私は、下記の者を代理人と定め、委任事項に記載する一切の権限を委任します。

記

受任者所在地
(住所)

商号又は名称

役職名

代表者氏名



委任事項

- 1 熊本市交通局広告取扱規程第12条に関する件
- 2 入札書及び見積書の提出に関する件
- 3 契約の締結に関する件
- 4 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 その他、上記に付帯する一切の件

委任事項を限定するときは、委任しない事項を横線にて抹消し、訂正印(委任者実印)を押印してください。

資 格 審 査 結 果 通 知 書

申 請 者 住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

貴社（貴方）が、先に提出されました広告取扱業者指定資格審査申請書を審査した結果、
下記のとおり、**資格がある** ものと決定しましたので通知します。

資格がない

令和 年（ 年） 月 日

熊本市交通事業管理者

記

1 登 録 番 号

2 決 定 内 容

広告取扱業者の指定

3 有 効 期 間

_____ ～ _____

4 資 格 が な い 理 由

※決定（申請）内容に変更があった場合は、遅滞なく所定の届出をしてください。

指 定 資 格 申 請 内 容 変 更 届

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者（宛）

＜ 申 請 者 ＞ 〒

所 在 地

商号又は名称

役 職 名

代 表 者 氏 名



次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変 更 日		令和 年 月 日	
変 更 事 項		< 新 >	< 旧 >
申 請 者	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 電話及びFAX		
受 任 者	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 電話及びFAX		
役 員 等			
印鑑※ ☐ 実 印 ☐ 使 用 印 (変更があるものに☑)			
口 座 情 報			
そ の 他			

※印鑑変更の場合は、表中の「印鑑」欄及び2枚目にも押印し、提出してください。（両面印刷不可）

変 更 理 由 _____

書類作成担当者名		TEL		FAX	
----------	--	-----	--	-----	--

添付書類一覧

変更事項		登記事項 証明書 ※1	印鑑証明書 ※2		委任状(様 式第2号)	市税滞納 有無調査 承諾書	役員等名 簿及び照 会承諾書	その他 添付書類
		コピー可	原本		所定様式	所定様式	所定様式	
		法人のみ	法人	個人	法人のみ	個人のみ	全業者	全業者
申請者	所在地	○		※3○	※4○			必要な許可等の写し
	商号又は名称	○			※4○			必要な許可等の写し
	代表者	○		○	※4○	○	○	必要な許可等の写し
受任者	所在地				○			
	商号又は名称				○			
	代表者				○	○	○	
役員等							○	
印鑑(実印)			○	○				
印鑑(使用印)			○	○				
口座情報								
その他								

※1 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書とし、提出日の3ヶ月以内に発行のもの

※2 印鑑証明書は、提出日の3ヶ月以内に発行のもの

※3 個人事業者で、印鑑証明書の住所と、事業所の所在地が異なる場合は、事業所の所在地の確認がとれる書類（公共料金等の領収書等の写し）を添付すること

※4 受任者がある場合

指 定 資 格 承 継 申 請 書

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者（宛）

＜申 請 者＞

所 在 地

商号又は名称

役 職 名

代 表 者 氏 名



有資格業者から営業を承継するに当たり、下記のとおり指定資格の承継について承認を願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 被承継者の情報

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

役 職 名 _____

代 表 者 氏 名 _____

2 被承継者との続柄（個人の場合）

3 承継年月日 令和 年 月 日

4 事 由 （概略を記載のこと。）

.....

.....

.....

.....